

1-2. 生物多様性条約第7回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会

生物多様性条約（CBD）第7回「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するAd hoc作業部会」（ABS-WG7）会合が2009年4月2日～8日にパリ・ユネスコ本部で開催された。

また、それに先立ち3月31日～4月1日には作業部会共同議長による非公式協議及び地域グループ会合が行われた。

参加は116カ国（EU、オブザーバー国を含む）で、その他10の国連関連機関、100近くのNGO・公的機関・民間機関がオブザーバー出席した¹。

一 結果 一

「目的」、「適用範囲」、「公正かつ衡平な利益配分」、「遺伝資源へのアクセス」、「遵守」の5項目が議論された。

しかし議論は収束せず、今後の交渉のベースとなる、各国の主張を入れ込んだオペレーショナル・テキストが作成された。このテキスト（UNEP/CBD/WG-ABS/7/8 Annex）は、2000以上の括弧（留保事項）が付いたもので、各国の立場には依然として大きな隔たりがあることが鮮明化された。

なお、EUは、遺伝資源提供国（主に途上国）がアクセスについて一定の基準（アクセスの容易化）を設定するのであれば、法的拘束力のある遵守措置についても検討可能である旨を表明した。しかし、途上国側は遺伝資源へのアクセスに関する権限は条約上、資源国の主権的権利であるとしてEU提案に反対した。

参考資料として、表2、3にABS-WG7に提出されたEU、インド、ナミビア（アフリカ代表）、ブラジル（メガ多様性同志国家代表）、国際商業会議所の意見をまとめた。

1. これまでの経緯

1993年12月29日にCBDが発効し、その目的の1つである「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を達成するために、条約第15条では、「遺伝資源へのアクセスの促進」、「事前の情報に基づく同意（PIC）」や「相互に合意する条件（MAT）」による利益配分が規定されている。これらをより具体的なものとするために、2000年5月の第5回締約国会議（COP5、ケニア・ナイロビ）で「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するAd hoc作業部会」（ABS-WG）が設置された。そして、2002年4月のCOP6（オランダ・ハーグ）で「遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン（略称ボン・ガイドライン）」が採択された。

¹ 我が国政府からは、水野課長・鍋島補佐（外務省・地球環境課）、作田室長・浅野係長（経産省・生物化学産業課）、津幡補佐（特許庁・国際課）、三村補佐（環境省・自然環境局）、磯崎教授（明治学院大学）、安藤参事官・須藤主査（NITE・バイオテクノロジー本部）、JBAからは炭田及び藪崎が出席した。

ところがそれもつかの間、ボン・ガイドラインをこれから実施していこうという段階でありますながら、同年9月に南アフリカ・ヨハネスブルグで開催された「持続的開発に関する世界サミット」(WSSD)において、G77+中国及びメガ多様性同志国家（LMMC）²は、当ガイドラインに法的拘束力がないことを理由に新たな国際的制度（IR）の策定を求めた。そして激しい議論の末、「CBDの枠組みの中で、ボン・ガイドラインに留意しつつ、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を推進し保護するためのIRの交渉を始める」ことが決定された。そして、2003年12月の第2回ABS-WG（モントリオール・カナダ）で、その議論が始まった。

2004年2月のCOP7（マレーシア・クアラルンプール）ではABS-WGに、アクセスと利益配分に関するIRについて具体的に検討するという指令が与えられ、その結果をCOP8に報告することが決定された。2005年2月のABS-WG3（タイ・バンコク）以降、IR策定の議論が継続されたが、その作業は遅々として、ほとんど進捗が見られなかった。

2006年3月のCOP8では、「COP7決定記載の委任事項に従ってIRの交渉を継続し、COP10までのできる限り早期にABS-WGの作業を完了させる」ことが決定された。その後、2007年10月の第5回ABS-WG（モントリオール・カナダ）においても各国が従来の主張を繰り返すのみで、IRの内容についての議論の進捗は限定され、取りまとめられた文書は全くなかった。

2008年5月にドイツ・ボンで開催されたCOP9では、直近のABS-WG6（2008年1月、イス・ジュネーブ）の結果はほとんど議論されず、2010年開催のCOP10までのできるだけ早い時期にIRの立案・交渉に関する作業を完了させることを目標として、「ボン工程表（Bonn Roadmap to Nagoya）」を採択した。

この工程表によると、COP10までに3回の作業部会を開催するとともに、3回の技術専門家会合を開催することとなった。この3回の技術専門家会合では、「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」、「遵守」、「遺伝資源に関連する伝統的知識」をそれぞれ専門的観点から議論し、その結果を作業部会にインプットすることとなっており、これまでに「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」に関する技術専門家会合（2008年12月、ナミビア・ウィントフック）、「遵守」に関する技術専門家会合（2009年1月、日本・東京）が開催され、今回のABS-WG7に至っている。

また、IRを構成する各項目についても、これら技術専門家会合との関連で、各作業部会で議論する項目が決められ、ABS-WG7では、「目的」、「適用範囲」、「遵守」、「利益配分」、「アクセス」が議論されることがCOP9決定に記載されている（表1参照）。なお、「遺伝資源に関連する伝統的知識」に関する技術専門家会合（2009年6月、インド・ハイデラバード）を受けて、ABS-WG8（2009年11月、カナダ・モントリオール）では、「伝統的知識」、「能力構築」、「性格」

² 当初、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラの12カ国で結成。後にボリビア、コンゴ、マダガスカル、マレーシア、フィリピンが加わり、17カ国となった。

が議論されることになっており、ABS-WG9(2010年3月、コロンビア)までのテキストが統合される。これが「ボン工程表」の全容である。

表1. ボン工程表に基づく国際的制度（IR）に関する議論の予定

国際的制度		ABS-WG7 (2009/04)	ABS-WG8 (2009/11)	ABS-WG9 (2010/03)
I	目的 (Objective)	○		●
II	適用範囲 (Scope)	○		●
III	主要な要素 (Main Components)			
A	公正かつ衡平な利益配分 (Fair and Equitable Benefit-sharing)	○	○	●
B	遺伝資源へのアクセス (Access to Genetic Resources)	○	○	●
C	遵守 (Compliance)	○	○	●
D	遺伝資源に関連した伝統的知識 (Traditional Knowledge Associated with Genetic Resources)		○	●
E	能力(構築) (Capacity-building)		○	●
IV	性格 (Nature)		○	●

(COP決定IX/12より、○：テキスト交渉、●：テキスト統合)

2. 共同議長による非公式協議

ABS-WG7開催に先立ち、2009年3月31日と4月1日が地域グループ会合と共同議長による非公式協議に当てられた。ABS-WG共同議長による非公式協議は4月1日の午前に開催され、Timothy Hedges氏(カナダ)とFernando Casas氏(コロンビア)の両議長から、以下のとおり、ABS-WG7の進め方について提案があった。

アクセスと利益配分に関するIRのオペレーションル・テキスト作成がCOP10までの3回の作業部会の目標であり、その交渉ベースはCOP9決定のとおり、付属書Iである。一方で、COP9決定に基づき、技術専門家会合、事務局による調査が行われたことから、これらのインプットも含めて全体的なアプローチを試みたい。また、「目的」と「適用範囲」についてはABS-WG9まで議論がないことから、今回ほぼ完成させたい。主要な要素については更に詳細に検討するもの(■：ブリック)と更に考慮すべきもの(●：ビュレット)として項目が挙げられているが、オペレーションル・テキストはまだなく、具体的かつ簡潔なオペレーションル・テキストを作成する必要がある。既に各国から提案されたものと今後提案されるものを基に、できるだけ早くオペレーションル・テキストの交渉に入りたい。なお、小グループ(コンタクト・グループ)に分けての議論はできるだけ止めて、全体会合を活用したい。

各国とも全体会合を中心とした作業の流れに賛成し、EUからはオペレーションル・テキス

トは主要な要素とともに、目的・適用範囲との関係にも留意すべきである、ブラジル(LMMC)からは主要な要素のうち遵守が特に重要と考えている、我が国からは遵守に関する技術専門家会合の議論に基づき、オプションを提案したい、COP10 主催国として積極的に参画したい、また、カナダからは「ブリックとビュレット」と「オペレーショナル・テキスト」の間にはまだ幅があると思う等の発言があった。

3. 全体会合：開会・組織的事項からコンタクト・グループ結成まで

4月2日の午前10時30分に全体会合が開かれ、COP議長(ドイツ環境大臣代理)、CBD事務局長、UNESCO事務局長(代理で自然科学局次長)、UNEP代表の挨拶ののち、組織的事項の審議に入った。COPビューローが本会議のビューローとなるとともに、Damaso Luna氏(メキシコ)をラポーターに指名し、議題案を承認した。

各地域グループ(メキシコ:GRULAC代表、チエコ:EU議長国、ウクライナ:中東欧代表、ナミビア:アフリカ代表、ブラジル:LMMC代表、クック諸島:アジア大洋州代表)からの発言があり、ついで、「遵守」に関する技術専門家会合の共同議長を務めた Monica Rosell女史(ペルー)・磯崎博司教授(日本)、「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」に関する技術専門家会合の共同議長を務めた Desmond Mahon氏(カナダ)・Pierre du Plessis氏(ナミビア)から、それぞれの会合概要及び成果が報告された。

その後、議題案に沿って、「目的」、「適用範囲」、「遵守」、「利益配分」、「アクセス」の順に、全体会合で各国の意見を聞いたのち、それぞれ追加の意見提出を求め、具体的なオペレーショナル・テキストの作成はコンタクト・グループで作業することとなった。

「目的」と「適用範囲」に関するコンタクト・グループは4月3日に設置され、共同議長には Birthe Ivars女史(ノルウェー)と David Hafashimana氏(ウガンダ)が指名された。一方、「遵守」、「利益配分」、「アクセス」に関するコンタクト・グループは4月4日に設置され、共同議長には Pierre du Plessis氏(ナミビア)と Rene Lefeber氏(オランダ)が指名された。

会期の始めはそれぞれのコンタクト・グループを単独で開催していたが、4月6日と7日は2つのコンタクト・グループがパラレルで開催された。後者のコンタクト・グループでは、共同議長の提案により、3段階アプローチ(①各ブリック・ビュレットの交渉ベースとなるテキストの採用、②採用テキストへの意見表明、③テキストの交渉)を取ることになったが、ルールの確認が不十分であったこともあり、後述のとおり、紛糾の火種となった。

4. コンタクト・グループ

1) コンタクト・グループ(目的)

4月2日の全体会合で、各国から書面で意見提出した以外のテキストの追加提出を求め、以

降はコンタクト・グループでの作業となった。

我が国をはじめ、EU、スイス、ニュージーランド、韓国は目的を簡潔なものとすることを求める、これに対して、LMMC、アルゼンチン、エジプトはより詳細な記載が必要であるとした。アフリカはすべてのテキストに、遺伝資源のみならず、生物資源とともに派生物・製品を入れることを要求し、我が国等はこれに反対した。また、アルゼンチンも派生物・製品については定義がなく、共通の理解が得られていないことを指摘した。

シャポー部分の記載については、CBDの条項が多数引用されていたが、15条(遺伝資源へのアクセス)と8(j)条(遺伝資源に関する伝統的知識)に対しては反対がなかったことから、カッコがはずされた。一方、1条(目的)、3条(原則)、16条(技術へのアクセス、技術移転)、19.2条(バイオテクノロジーの成果と利益)については合意が得られず、カッコ付のままとなった。

途上国の多くは、IRの目的がCBD15条の中でアクセスの促進よりも利益配分にあることを主張したが、先進国(我が国、EU、カナダ、スイス、韓国)とアルゼンチンはアクセスの促進も重要であると発言した。一方アフリカは、アクセスは規制されるべきとした。また、伝統的知識へのアクセスは促進するとされていないため、サブ・パラグラフから伝統的知識についての記載は削除された。

利益配分を確保する(ensure)としたサブ・パラグラフでは、途上国の多くはIRの目的が国際ルール作りにあることから、確保するを残すべきと主張したのに対して、先進国は個々の契約やMATに基づき利益配分の条件を確立すべきとした。最終的に、カッコ付であるが、「利益配分を可能にする条件の確立(the establishment of enabling conditions for benefit-sharing)」を確保するとされた。

不正使用・誤用(misappropriation and misuse)に関するサブ・パラグラフでは、先進国が、これらは定義もないことから、目的で扱うべきことではないとした。他方、途上国は不正使用・誤用の防止こそIRの目的であると反論した。なお、アフリカも定義が必要と発言している。

最後のサブ・パラグラフ(遵守の確保：securing compliance)では、EUが「各国のABS規制枠組みの遵守(compliance with domestic regulatory ABS frameworks)」とすることを提案したが、途上国側はIRの遵守を強く主張した。また、遵守を目的とすることに対しても、先進国は目的とすることはないとするのに対して、途上国は司法管轄を越えた遵守こそが目的であるとして意見が対立した。EUが「各国のABS規制枠組みの遵守」を「国内法・要件(national laws and requirements)」とするとともに、「遵守の支持(supporting compliance)」を提案し、途上国(LMMC、アフリカ)の反対はあったものの、カッコ付で両方が併記された。

2) コンタクト・グループ（適用範囲）

4月2日の全体会合で一般的コメント、追加テキストを求め、以降はコンタクト・グループ

での作業となった。主たる論点は、適用範囲をどう記載するか、除外項目に何を含めるか、他の国際条約等との関係をどう扱うかであった。

IR 全体としての適用範囲の記載に関しては、我が国が主張する遺伝資源のみとするか、生物資源・派生物・製品まで包含するかが議論になり、また、ウイルスや病原菌までを対象とするかでも意見が分かれ、いずれもカッコ付で残された。また、ペルーが国境に見られる移動種 (migratory species) の遺伝資源も対象とすることを提案した。

IR の対象となる利益に関して、CBD の発効・批准の日、IR の発効・批准の日を基準として、その前後をどうするか、継続的な利益や知的財産権にも効力が及ぶかが議論されたが、収束が見られず、これらはカッコ付で残された。

除外項目では、EU が病原体を加え、さらに「ヒト・動物・植物の衛生といった公共性に関する病原体の特別な利用を除外することについて EU は態度を留保する」との一文を脚注として記載することを要求した。これに対して、アフリカ、LMMC、GRULAC 等は、新規提案の挿入、しかも脚注としての挿入は会議のルール違反として認められないと強く反発し、交渉が長時間にわたり停滞した。最終的に、EU が脚注の挿入をあきらめ、この懸念を会議議事録に記載することを全体会合で求めることで決着した。この病原体の扱いについては議論が収束せず、除外項目のところは「病原体の特別な使用」との記載となったが、上記のとおり適用範囲にカッコ付で「ウイルス及びその他病原体ならびに由来を問わず病原性のある生物及び遺伝子配列」が追加されることとなった。

また、最終日の全体会合で、ブラジルが LMMC 全体の合意として、WHO で継続交渉中の「インフルエンザ・ウイルスの共有・ワクチンへのアクセス・その他利益に関するパンデミック・インフルエンザ対策枠組み」に関して、CBD に基づき、これらウイルス等生物資源に対する主権的権利を認め、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に留意すべきとの宣言を行った。

その他の除外項目としては、「ヒト遺伝資源」、「CBD・IR の発効前に取得した資源」、「アクセス要件を必要とせずに提供・維持する資源」、「食料農業用植物遺伝資源条約 (ITPGRFA) でカバーされる作物」、「国家管轄権(領海)外の海洋資源」、「南極条約に係る領域の資源」、「貿易対象商品」、「原住民・地域社会が自らの慣習法に基づき消費する資源・関連伝統的知識」がいずれもカッコ付で挙げられている。

他の国際条約との関係では、カッコ付であるが、IR が他の条約との調和をもって実施されるべきとして、FAO の食料農業遺伝資源委員会 (CGRFA)、植物新品種保護国際同盟 (UPOV)、WIPO、WHO、国際植物防疫条約 (IPPC)、国際獣疫事務局 (OIE)、国際労働機関 (ILO) が国際機関・条約の例示となった。また、ITPGRFA との関係では、多国間システム (MLS) にも言及した記載となっている (カッコ付)。

3) コンタクト・グループ（遵守）

4月2日、3日の全体会合で一般的コメント、追加テキストを求め、以降はコンタクト・グループでの作業となった。全体会合では、サブミッションを行ったEU、ブラジル(LMMC)、ナミビア(アフリカ)、我が国等がその背景・考え方を発言した。我が国からはサブミッションが「遵守」に関する技術専門家会合での議論を受けたものであり、いくつかのオプションを提案したと述べた。その他、ニュージーランドは地域社会の慣習法の遵守の観点から発言した。

コンタクト・グループでは、まず、3段階アプローチを採用し、法的拘束力の有無に係わる性格については予断しないことを前提とすることが確認された。ついで、それぞれの項目ごとに、各国からの提案の中から、以降の議論・交渉のベースとなるテキストを選抜した。この際、選抜されたテキストがどの国からの提案であるかは除去することが確認された。

こうして出来上ったテキストをベースに、4月6日から、第2段階の議論・交渉が開始された。当初、項目ごとにコメントを求め、テキストを検討していたが、EUは「遵守を執行するツール」(ブリック)のところで、LMMCのテキスト(各国ABS法制度の執行)に対して、国内法履行の前提条件として「国際アクセス標準」が必要としてこれを挿入することを求めた。これに対して、LMMCは「国際アクセス標準」がビュレットに挙がった項目にもかかわらず、ブリックに挿入することは、ビュレットからブリックへの格上げに相当するとして、猛反発した。解決策が見当たらず、コンタクト・グループの共同議長は、収集を図るために、①コンタクト・グループ作業の中止、②遵守に関する作業中断・利益配分に関する作業開始、③小グループで対策協議、の3つをオプションとして提案し、その結果、③小グループで対策が協議されることになった。

重複をなくすミニマム・リスト・アプローチと、できるだけ提案を受け付けるマキシマム・リスト・アプローチが検討され、ほとんどが後者を指示した。また、ABS-WG6で採用された「ブリック」と「ビュレット」の区別・重みをなくし、今後の交渉に向けてはすべての項目が同じ重みを持つこととされた。

以降の作業は淡々と進行し、各國の要求をカッコ付で挿入するという作業が繰り返された。各項目のベースとなったテキスト、主な議論は以下のとおりである。

■ 「IRに含むことを目的に更なる推敲が必要な項目」(ブリック)

- ◎ 遵守を奨励するツール: 意識啓発(awareness-raising)では、我が国提案がベースになった。オーストラリアは意識の欠如が非遵守の原因となっていると指摘し、アフリカは意識啓発は補助的ツールであると発言した。
- ◎ 遵守をモニターするツール: ノルウェー提案をベースに選択、ツールであるはずがルール(規則)を志向するところもあり、すべてがカッコ付となった。

- 情報交換メカニズム : LMMC 提案がベースになった。クリアリングハウスや能力構築、非インターネット手段等が追加された。また、情報のタイプとしても、ABS モデル法制度とモデル条項のメニュー、遺伝資源追跡の電子的ツール開発、共同体プロトコール、ベストプラクティス等が追加された。
 - 各国の権限ある当局が発行した国際的に認知された証明書 : 「各国の権限ある当局」では LMMC 提案をベースに議論された。EU は本項をアクセスのところへ移動させることを提案した。「国際的に認知された証明書」ではアフリカ提案とノルウェー提案がオプションとして採用され、これらをベースに議論された。更なるオプションとして、最低限の情報要件、チェックポイント、認証を促進する技術、知的財産権出願時の開示要件、原産国に関する証明書、各国 ABS 法制度の遵守などが追加された。
- ◎ 遵守を執行するツール : LMMC 提案がベースとなるテキストとなったが、ノルウェーは追加ツールとして、遺伝資源輸入時の PIC 遵守、研究開発用遺伝資源に伴う文書を提案した。また、ペルーは遺伝資源・伝統的知識の権利化に当たり原産国を保護・尊重することを挿入することを求めた。その後、数々の追加要求が提案され、EU からの国際アクセス標準の扱いも相まって、ブリックとビュレットの意図するところが議論の対象となり、議事が中断されることになった。ノルウェーは遵守をモニターするツールでの自国の提案をここ(遵守を執行するツール)へ移動させることを提案した。さらに、各国からの要請により多くのカッコが付加された。

● 「更なる検討が必要な項目」(ビュレット)

◎ 遵守を奨励するツール

- 不正使用・誤用に関する国際的理解 : ノルウェー提案をベースに議論され、カナダが全体にカッコを要求した。EU は今後新規テキストを提案すると発言した。
- 素材移転契約についてのモデル条項の分野別メニュー : オーストラリア提案と EU 提案がオプションとして議論された。アフリカは法的拘束力のある遵守措置を追加することを、我が国は分野別メニューにカッコを付けることを、カナダはモデル条項をクリアリングハウスで編集することを求めた。一方、LMMC は全部にカッコを付け、さらに個々のフレーズにもカッコを付けることを提案した。
- 重要な利用者集団に対する行動規範 : オーストラリア提案をベースに議論された。アフリカは行動規範とともにベストプラクティス標準を追加し、奨励事項を保証事項にすることを求めた。
- ベストプラクティス行動規範の特定 : EU 提案をベースにすることが合意されたが、特段のコメントはなかった。
- 研究資金提供機関が研究資金を受ける者に対して特別のアクセスと利益配分要件を強制

的に遵守させること：ベースとなった LMMC 提案に対して、アフリカは「奨励する」を「確保する」に変えることを求めた。

- 利用者による一方的宣言：提案なし
- 司法管轄を越えた遵守を支援する(国内アクセス法制度との調和を必要としない)国際アクセス標準：EU 提案がベースとなるテキストとして議論された。LMMC は全テキストを「アクセス」のところに移動させることを提案したが、EU はアクセス関連ツールとしての重要性を強調し、最終的にすべてがカッコ付とされた。

◎ 遵守をモニターするツール

- 追跡・報告システム：アフリカ提案をベースに議論することとなり、オーストラリアは情報交換に関する文言を追加した。
- 追跡のための情報技術：提案なし
- 開示要件：LMMC 提案をベースに議論された。ニュージーランドは他フォーラムでの議論を待つべきとし、我が国とともに、カッコを付けることを要求し、EU は「製品承認申請」にもカッコを求めた。
- チェックポイントの特定：インド提案が交渉ベースとなつたが、アフリカはチェックポイントに特許庁、製造承認当局、研究資金源等を追加したが、カッコ付となつた。

◎ 遵守を執行するツール

- ABS 協定を執行することを目的とした司法へのアクセスを確保する措置：LMMC 提案をベースに議論、小島嶼開発途上国(SIDS)はリオ宣言の原則 10 の引用を求め、最終的に全体がカッコ付となつた。
- 紛争解決メカニズム：アフリカ提案がベースとなり、カナダが全体にカッコを付けるよう要請した。
- 判決・仲裁判断の管轄を越えた執行：アフリカ提案とオーストラリア提案を統合したものがベースになつたが、全体にカッコが付いた。
- 事前の情報に基づく同意要件の特別な被疑侵害の場合に提供者が関連した情報を取得することの助けとなるアクセスと利益配分に関する政府窓口間での情報交換手続き：提案なし
- 救済と制裁：インド提案、アフリカ提案、ノルウェー提案を統合したものが議論用のテキストになつた。我が国、カナダ、オーストラリアの提案により、すべてのパラにカッコが付された。

◎ 「慣習法及び地域的保護制度の遵守を確保する措置」

アフリカ提案をベースにニュージーランド提案を附加したものがテキストとされたが、すべてにカッコが付けられた。

4) コンタクト・グループ（利益配分）

同様の手法で、4月3日の全体会合での一般的コメント、追加テキスト提案募集を経て、4月5日からコンタクト・グループでの作業へと移った。

全体会合での発言では、EUは利益配分がIRの主要部分であることは疑いないが、アクセスと密接に関連しており、公正で衡平な利益配分は遺伝資源提供者と利用者の契約(MAT)によるべきで、金銭的利益のみならず非金銭的利益もあり、また分野別に考えることも必要とした。

我が国、スイス、タイも利益配分はMATに基づくべきであると発言し、さらに、スイスは遺伝資源の利用を、非商業的、研究開発、商業化の3つに分類することを提案し、タイは技術移転や非商業的研究の重要性を指摘した。

一方、LMMCはアクセスと利益配分をリンクさせるテキストを提案するとし、アフリカは生物資源、CBD発効前にアクセスされた資源の利用も対象にすべきと発言した。

コンタクト・グループでの議論では、最初(4月5日)に各項目のベースとなるテキストの選抜を行い、これに対して、4月7日に各国からの意見を求め、カッコ付のオペレーション・テキストを完成させた。なお、4月7日の段階からはブリックとビュレットの区別はなくなった。各項目の議論は以下のとおりである。

■「IRに含むことを目的に更なる推敲が必要な項目」（ブリック）

◎「利益の公正かつ衡平な配分とアクセスのリンク」

LMMC、EU、ノルウェーからそれぞれ提案があり、議論の結果、それぞれをベースにオペレーション・テキストの作成に移った。PICは「利益配分」と「アクセス」のいずれで（あるいは、両方で）扱うべきかが議論され、両方で扱う、また、3つの提案は排他的でないことから、各パラとして残された。

◎「相互に合意する条件で配分される利益」

LMMC、アフリカ、EU、ノルウェーから提案があり、スイスはEUテキストを支持したが、LMMCは自らのテキストを強く主張し、各テキストを統合したものをベースにすることで合意した。各国から文言の追加、カッコ挿入の意見があり、多くのカッコが付されたテキストとなつた。

◎「金銭的及び／又は非金銭的利益」

EU、ハイチ、インド、アフリカ、ノルウェー、タイから提案があり、EUは自らの提案を広範なインド提案と統合することを提案し、我が国はインド提案の非金銭的利益部分に問題があることから、ボン・ガイドラインを直接引用するノルウェー提案が好ましいと発言した。タイは提案を取り下げるものの、フィリピン、ハイチ、キューバ等はハイチ提案の重要性を指摘し、EU、インド、ハイチ、ノルウェー提案を統合して、議論の元になるテキストとした。カナダ

は「確保する」を「奨励する」に置換することを求めるとともに、カッコの挿入を要請した。LMMC は信託基金のところを「信託基金を含む資金メカニズム」へと修正を提案した。

◎ 「技術へのアクセスと移転」

LMMC と EU の提案を 2 つのオプションとして残したが、多くのカッコが挿入された。

◎ 「相互に合意する条件での研究開発成果の配分」

LMMC から EU 提案は同じテキストを何度も使っているにすぎないとの批判があったものの、互いに補完的であるとして、LMMC と EU の提案を残した。EU 提案部分にカッコ付の追記、LMMC 提案全体にカッコが付されたオペレーションナル・テキストとなった。

◎ 「研究活動への効率的な参加及び／又は共同開発」

EU 提案のみであったが、他の項目と同じテキストであり、途上国側からの反発があったものの、EU 提案をベースとして採用。すべてにカッコが付けられた。

◎ 「交渉における平等性を促進するメカニズム」

EU 提案とノルウェー提案を統合したテキストをベースに議論され、ハイチ、EU、アフリカから追加提案されたテキストを含む文章となった。

◎ 「意識啓発」

LMMC から同じ項目が遵守のところにもあることから重複ではないかとの疑義が提起されたが、我が国、カナダとともに、アフリカ、マレーシアも EU 提案を支持したことから、EU 提案をベースに議論。我が国が遵守のところからの引用追加を求め、最終的に「遵守のところにも認知向上の項目がある」ことを脚注として記載することでオペレーションナル・テキストが出来上がった。

◎ 「相互に合意する条件及び伝統的知識保有者への利益の配分における原住民・地域社会の参加と関与を確保するための措置」

LMMC、アフリカ、ノルウェーからの提案の重複部分を除き統合したものがベースとなった。EU、ニュージーランドは、伝統的知識に関する技術専門家会合の結果を取り入れられるよう柔軟性を持たせたいと発言した。5 つのパラ全部に括弧のついたオペレーションナル・テキストとなった。

◎ 「生物多様性の保全と持続可能な利用及び社会経済的発展（特にミレニアム開発目標）に向け、国内法制度に基づき利益が配分されることを奨励するメカニズム」

EU、ノルウェーがそれぞれの提案を撤回し、オーストラリア提案を支持、追記、カッコ挿入されたテキストとなった。

● **「更なる検討が必要な項目」（ビュレット）**

◎ 「国際的な最低限の条件・基準の開発」

アフリカが別項目として提案したテキストを、最適な場所は検討の余地があるものの、本項目に追加挿入したいと発言し、インド提案にパラ 2 として追記された。カナダがすべてにカッコを要求した。

◎ 「利用ごとの利益配分」

提案なし。最後の段階で、フィリピンがテキストを提案、カッコ付で採用された。

◎ 「原産地が明確でない場合又は国境をまたぐ状態にある場合の多国間での利益配分のオプション」

アフリカ提案をベースに議論、オーストラリアがすべてのパラに括弧の挿入を求めた。

◎ 「国境をまたぐ場合に対応する信託基金の設立」

アフリカ提案をベースに議論、オーストラリアがすべてのパラに括弧の挿入を求めた。

◎ 「素材移転契約に含むことのできるモデル条項のメニューの開発」

広範な記載のある EU 提案とともに、スイス、LMMC が支持したスイス提案をオプションとして採用。スイスが脚注により他の項目とのリンクを提案、LMMC がすべてにカッコを要求した。

◎ 「ボン・ガイドラインの活用の拡大」

オーストラリアと EU が前文としてテキストを提案、カッコ付で残った。

5) コンタクト・グループ（アクセス）

4月3日の全体会合での一般的コメント、追加テキスト提案募集を経て、4月5日からコンタクト・グループでの作業へと移った。全体会合では、ブラジル(LMMC)が遺伝資源、派生物、関連する伝統的知識に対する主権的権利を保護し、利益配分を保証するために、各国規制枠組みが必要と発言し、チェコ(EU)は提案の背景を説明するとともに、アクセスと遵守のリンク、非商業目的研究での簡素化したアクセスルール、アクセスの無差別性、各国 ABS 枠組み確立の能力構築の必要性を強調した。

4月5日から、コンタクト・グループでの議論が始まり、各項目のベースとなるテキストの選抜を行い、ついで、4月7日深夜に各国からの意見を求め、カッコ付のオペレーション・テキストを完成させた。なお、この段階からはブリックとビュレットの区別はなくなった。各項目の議論は以下のとおり。

■ 「IRに含むことを目的に更なる推敲が必要な項目(ブリック)

◎ 「アクセスを決定するという加盟国の主権的権利と権限の認識」

EU が前文として提出した提案をテキストにしたいと発言したが、後ほどの機会にと却下された。アフリカ提案をベースに、EU 提案の前文とノルウェー提案のパラ 2 と 3 を残した。2 度目の議論では、各国の権限ある当局について、LMMC が遵守のところへの参照を脚注とし

て追記することを求め、了承されたが、各国からカッコの挿入が要求され、すべてにカッコのついた 6 パラから成るオペレーションナル・テキストとなった。

◎ 「利益の公正かつ衡平な配分とアクセスのリンク」

EU、インド、アフリカ、ノルウェーの提案を統合したものをベースに議論。参照先が脚注として追記されるとともに、各国からの要求に基づき、多くのカッコのついた 5 パラから成るオペレーションナル・テキストとなった。

◎ 「アクセスルールの法的確実性、明瞭性、透明性」

インドが提案を取り下げ、EU、アフリカ、ノルウェーの提案をそれぞれ別個のパラとしたテキストから議論を開始し、すべてのパラにカッコが挿入された。

● 「更なる検討が必要な項目」（ビュレット）

◎ 「アクセスルールの無差別性」

EU 提案をテキストとして議論された。メキシコから「arbitrarily and unjustifiably」、カナダから「and between national and foreign users」、LMMC から「, save when it is in its national interest to...」のそれぞれ追加、アフリカから全文をカッコ付にとの提案があった。

◎ 「司法管轄を越えた遵守を支援する(国内アクセス法制度との調和を必要としない)国際アクセス標準」

ノルウェーが提案を取り下げ、EU 提案のテキストをベースに議論。各国から追加の文言、カッコの挿入の提案があり、すべてにカッコ付のオペレーションナル・テキストとなった。

◎ 「国際的に開発されたモデル国内法制度」

オーストラリアと EU の提案を統合し、テキストとして採用。かなりのカッコが挿入されたオペレーションナル・テキストとなった。

◎ 「行政・取引費用の最少化」

提案なし

◎ 「非商業的研究のための簡素なアクセスルール」

オーストラリアが提案を取り下げ、EU 提案を支持、ノルウェーはテキストの維持を主張、両者をオプションとして採用。EU テキストのパラ 1~4、ノルウェーテキストの(b)にカッコが挿入されるとともに、いくつかのカッコ付の追加があったが、オペレーションナル・テキストとなった。

5. 全体会合：文書・報告書の採択から閉会へ

4 月 8 日午後 3 時から最終の全体会合が開催された。共同議長から、「目的」、「適用範囲」、「アクセス」、「利益配分」、「遵守」のそれぞれに関するオペレーションナル・テキストを L 文書

の 2~6 として配布し、これらを WG7 報告書の付属文書とするとの提案があり、まず L 文書 2 ~6 の採択を求めた。いくつかの修正、確認があったが、基本的にこれら文書は採択された。

ついで、報告書案(L 文書 1)に関する議論が行われた。EU と LMMC から、「主要な要素」におけるブリックとビュレットの区別の消滅、次回 WG8 へ向けての提案(サブミッション)のプロセスについて、共同議長に確認を求めるとともに、報告書にも記載するようにとの提案があった。

今後の提案に関しては、WG8 の議題として初めて取り上げられる「性格」、「伝統的知識」、「能力構築」とともに、「アクセス」、「利益配分」、「遵守」に関しても追加の提案(サブミッション)を WG8 開催の 2 ヶ月前まで受け付けるとした。

LMMC を代表してブラジルは、WHO で議論が継続されている「流行性インフルエンザ対応」交渉に関して宣言を行った。WHO での議論は CBD のスコープから逸脱しており、CBD の目的と条項を十分認識した上で、公正で衡平な利益配分に留意すべきとし、WHO での交渉が CBD 下での交渉を予断することができないように強調した。

エジプトは、アフリカグループを代表して、ブラジルの発言(LMMC の宣言)を支持するとともに、CBD の 3 つの目的の相互関連性に注意し、総合的なアプローチをすべきで、分野別アプローチや適用範囲からの除外項目の増大に懸念を表明した。また、ベネズエラは海洋遺伝資源の重要性を強調した。

その他、各国からの微修正の提案、事務局からの修正事項の確認を経て、報告書案は承認された。2000 を越える括弧のついたオペレーション・テキストは、次回 WG8(2009 年 11 月 9 日~15 日、カナダ・モントリオールで開催)に引き継がれる。なお、最終報告書は、2009 年 5 月 5 日に「UNEP/CBD/WG-ABS/7/8」として CBD 事務局ホームページに掲載された³。

³ 「資料編（1）生物多様性条約第 7 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会報告書」を参照。

表2. 国際的制度(IR)に関するEUとICCの意見の比較 (ABS-WG7 提出文書から)

		欧州連合理事会(EU)	国際商業会議所(ICC)
一般的なコメント		<ul style="list-style-type: none"> IRの条文案を提出。COP10でのIRの採択を想定 条件付で、法的拘束力を排除しないIRを議論する用意あり 	<ul style="list-style-type: none"> IRは提供国の国内制度の開発と調和に焦点をおくべき 契約の体系的利用を最大限に推奨すべき IRの各要素に対しコスト・効果分析と規制の影響評価をすべき
アクセス		<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 「国際アクセス標準」の開発が必要 「政府窓口」等の指定が必要 モデル国内法の国際的開発が必要(IR交渉の終了後) 	<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 「国際アクセス標準」の開発案を支持する 「政府窓口」等の指定が必要
利益配分		<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 分野別MTAモデル条項等が有用である 	<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 分野別MTAモデル条項等が有用である
遵守	法令及び契約遵守	<ul style="list-style-type: none"> 「国際アクセス標準」を提供国が受け入れるならば、利用国内の「法令遵守措置」を検討する。法的拘束力を排除しない 	<ul style="list-style-type: none"> 既存制度の運用で処理できる。それ以上の措置については、困難を双方が承知の上でなら、議論をする用意あり
	不正使用の国際的理 解	<ul style="list-style-type: none"> 「国際アクセス標準」を踏まえ検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 実態調査により現状を把握し、それを踏まえ検討すべき
	国際認証制度	<ul style="list-style-type: none"> 当局の許可証明書を想定。具体的詳細は更なる考察が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> フィージビリティ調査を実施し慎重に分析すべき
	原産地開示	<ul style="list-style-type: none"> WIPO～EU案を提出済み。WTO交渉でTRIPS協定の改定案に同意を表明済み 	<ul style="list-style-type: none"> WIPOの政府間委員会(IGC)の議論の結果に基づくべき
目的			<ul style="list-style-type: none"> COP9決定によるABS-WGのTOR、COP7決定VII/19D及びCBDと整合性を持つべき 主権的権利の保護、とアクセスを容易にすることの両立を確保
適用範囲			<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源に限定すべき。商品取引物とは一線を画すべき 遺伝資源アクセスの当事者間の関係に限定し、派生物、産物は契約で決めるべき ヒト由来、FAO関連、無制限公用物、病原体は除外すべき 伝統的知識はCBD8条(j)の範囲に限定すべき

表 3. 國際的制度(IR)に関するインド、ナミビア(アフリカ)、ブラジル(LMMC)の意見の比較 (ABS-WG7 提出文書から)

	インド	ナミビア(アフリカを代表)	ブラジル(LMMC を代表)
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 国家は遺伝資源、その derivatives 及び関連する伝統的知識に主権的権利を有する 「遵守証明書」を含め、MAT、PIC に基づき、アクセスを facilitate する明確で透明性のある措置をとるべき 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する原住民等はアクセス許可決定に関与すべき。 利用の観念は第三者による利用に対する制限も含むべき 原産国は IPR による利用制限が環境上健全か、生物多様性保全等に悪影響を及ぼすかを決定する権利を有する 	<ul style="list-style-type: none"> 国家は天然資源への主権的権利を有する。遺伝資源、derivatives、関連する伝統的知識へのアクセスを決定する権限は国家政府に存し、これは国内法による
利益配分	<ul style="list-style-type: none"> 利益配分を確保する最小限の条件と標準を設置すべき (MAT に基づき derivatives も含める) 金銭的利益、非金銭的利益を例示 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的知識から生じる利益配分を義務化 遺伝資源から生じる利益配分 (MAT に基づく derivatives 等も含む) Pre-CBD にアクセスした伝統的知識と遺伝資源も利益配分の対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> 「利益配分」を確保する措置を国内法に規定する。この措置を MAT と PIC に取り入れる。関連伝統的知識等から生ずる利益配分の条件は、国内法に従い、原住民等と利用者間、又は国家当局と利用者間の MAT で規定 信託基金を含む金融メカニズムの設置 遺伝資源等を利用して技術を開発する加盟国は、MAT 及び 16 条に従い、途上国に対してこれら技術へのアクセス、これらの共同開発及び技術移転を容易化する法的、行政的、政策的措置をとる 加盟国は、IPR で保護された技術を含む研究開発の成果について譲歩的・優先的条件で途上国と利益配分することを確保する措置をとる 原住民等の参加と関与を確保する措置(特別 sui generis システムの考慮、国内法による原住民等の権利の認定・保護等)

	インド	ナミビア(アフリカを代表)	ブラジル(LMMC を代表)
遵守	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に認知された「遵守証明書」を義務化して遵守を確保すべき。越境、特許出願、研究助成等の時点で検査し、不正使用を防止する 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に認知された「遵守証明書」を義務化して遵守を確保すべき。越境、特許出願、研究助成等の時点で検査し、不正使用を防止する 	<ul style="list-style-type: none"> CBD 事務局に ABS-CHM を設置し、各国は ABS 関連情報を提供する(例、ABS 国内法令、国際協定、ABS 協定違反者の名前等) 各加盟国は ABS 政府窓口 (NFP)& 権限ある当局(CNA)を指定し ABS-CHM で公表 各国は、その管轄下にある遺伝資源等利用者が提供国の国内法を遵守することを確保する。提供国の国内法に違反した時は、各国(利用国政府)は制裁・救済を確保する有効な措置をとる。他国から要請があれば、違反の訴えに関する捜査に協力する。また、可能な助力の方式を知らせる
国際認証制度	<ul style="list-style-type: none"> 権限ある当局による遵守証明書を義務化すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 権限ある当局による遵守証明書を義務化すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 各加盟国は権限ある当局により遵守証明書を発行する。本証明書(所定記載項目あり)に国際的適用性を付与。各国は本証明書のチェックポイント(特許庁、製品許可当局、研究助成機関等)を設置
原産地開示	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源、derivatives & 伝統的知識の原産地・出所を IPR 出願時に開示し、提供国の国内法に従った PIC、利益配分の証拠を添付する。 不遵守に対して、法制化により IPR の取消、権利の共有化と移転を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源、derivatives & 伝統的知識の原産地・出所を IPR 出願時に開示し、提供国の国内法に従った PIC、利益配分の証拠を添付する。 不遵守に対して、新法により IPR の取消、権利の共有化と移転 	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源、derivatives & 伝統的知識の原産地・出所を IPR 出願や製品認可申請書に開示し、かつ提供国の PIC、MAT 及び利益配分の遵守の証拠をこれに添付する。各国は、非開示者に対して行政/刑法上の措置をとり、上記義務の不遵守・虚偽情報開示は行政/司法措置により IPR 及び製品認可の取消を確保する

	インド	ナミビア(アフリカを代表)	ブラジル(LMMCを代表)
目的	<p>CBD 第 15, 8(j), 1, 16 及び 19.2 条の効果的実施。特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源、derivatives、関連する伝統的知識の透明性ある規制 • 上記3者から生じる利益配分の確保と不正使用の予防 • 原産国・提供国の国内法を利用国で遵守することの確保 	<p>CBD 第 1,8j, 15,16,17,18,19 の効果的実施。特に、研究と技術へのアクセス、援助資金へのアクセス、環境的に健全な利用のためのみの遺伝資源への規制されたアクセス、遺伝資源と伝統的知識から生ずる利益配分の確保、IPR は CBD を支持しこれに反しないこと</p>	<p>CBD 第 1, 8(j), 15, 16 及び 19.2 条を以下により効果的に実施:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源、derivatives、関連伝統的知識の利用から生じる利益配分の確保 • 遺伝資源、derivatives、関連伝統的知識の不正使用、誤用の予防 • 遺伝資源、derivatives、関連伝統的知識の提供国の国内法・要求事項の利用国での遵守の確保
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源とその derivatives、関連した伝統的知識及びその derivatives • 以下は適用外とする: <ul style="list-style-type: none"> ①ヒトの遺伝資源 ②FAO-IT Annex I にリスト化された種 ③国家の管轄外にある遺伝資源(海洋の遺伝資源含む) 	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源、derivatives & products への伝統的アクセス・利用・交換システム • 環境に健全な利用のための遺伝資源、derivatives. & products へのアクセス • 研究と技術へのアクセス、ABS 実施の資金へのアクセス • Pre-CBD 取得の伝統的知識 & 遺伝資源、derivatives & products 由来の利益配分 • 適用外:ヒト由来遺伝資源、& FAO-IT Annex I にリスト化された種 	